

**グリーン購入法  
印刷用紙に係る判断の基準等の見直し  
について**

**環境省大臣官房環境経済課**

# 印刷用紙専門委員会の設置

グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難となる状況を改善するため、「令和5年度特定調達品目検討会」の下に学識経験者及び業界関係者が参画する「印刷用紙専門委員会」を設置し、判断の基準等の見直しについて検討

## ○ 印刷用紙専門委員会 委員 (五十音順・敬称略)

- ・天沢 逸里 東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授
- ・梅田 靖 東京大学大学院 工学系研究科人工物工学研究センター 教授
- ・岡山 隆之 東京農工大学 名誉教授
- ・川上 正智 公益財団法人古紙再生促進センター 専務理事
- ・河崎 雅行 日本製紙連合会 常務理事
- ・倉持 徹雄 一般社団法人日本印刷産業連合会 常務理事
- ・佐藤 泉 佐藤泉法律事務所 弁護士
- ・杉浦 幸男 日本洋紙板紙卸商業組合 理事
- ・滝澤 光正 全日本印刷工業組合連合会 会長
- ・平尾 雅彦 東京大学 先端科学技術研究センター シニアリサーチフェロー (座長)
- ・藤井 実 国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域システムイノベーション研究室 室長

## ○ オブザーバー

- ・製紙メーカー個社、印刷業界、洋紙代理店・卸

**適合品の一定の供給量確保を図り、  
環境負荷低減効果を踏まえた適切な判断の基準等について重点的な検討を実施**

# 印刷用紙の判断の基準等の見直しのポイント

- 古紙の需給環境【参考1, 2】等を踏まえ、従前の古紙パルプ配合率の最低保証を撤廃し、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを同等に高く評価
- 森林認証制度【参考3, 4】に基づき、その適格性が第三者認証機関により検証された木材を原料として使用するパルプとして「**管理木材パルプ**」を新たに位置づけ
- 適合対象とする総合評価値を「70以上」から従来の「80以上」に変更

【現行基準】総合評価値 =  $(x_1 - 10) + x_2 + x_3 + 0.5x_4 + \text{加点}$  ( $40 \leq x_1 \leq 100$ )

古紙パルプ (x <sub>1</sub> )	森林認証材パルプ (x <sub>2</sub> )	間伐材等パルプ (x <sub>3</sub> )	その他持続可能性パルプ (x <sub>4</sub> )	+	白色度・塗工量等	≥	<b>70</b>
0%	40%以上		100%		0~15点		

【見直し案】総合評価値 =  $x_1 + x_2 + x_3 + 0.75x_4 + 0.5x_5 + \text{加点}$

古紙パルプ (x <sub>1</sub> )	森林認証材パルプ (x <sub>2</sub> )	間伐材等パルプ (x <sub>3</sub> )	<b>管理木材パルプ (x<sub>4</sub>)</b>	その他持続可能性パルプ (x <sub>5</sub> )	+	白色度・塗工量等	≥	<b>80</b>
0%				100%		0~15点		

- ※森林認証材パルプ : 持続可能な森林経営や環境保全について第三者機関が評価・認証した木材を使用  
 間伐材等パルプ : 森林の成長過程で密集化した立木を間引く間伐で発生する木材又は竹を使用  
 その他持続可能性パルプ : 持続可能な森林経営による木材や、廃木材等の未利用木材を使用 (第三者認証なし)

# 調達者（国・地方公共団体等）等に向けた今後の対応

---

---

## ✓ 国・地方公共団体等の調達者宛てに通知を2段階で発出

(①パブコメ中)

- ・判断の基準の変更案を事前送付し、昨年度の閣議決定で設定した令和7年度末までの時限措置を撤廃し、新たな基準に変更する予定を予め周知
- ・今年度の閣議決定後から速やかに調達方針に反映を頂くように呼びかけ

(②閣議決定後速やかに)

- ・①の内容に加えて、環境省ポータルサイト等にグリーン購入法適合品の一覧が掲載される旨を紹介
- ・印刷業務発注時の参考として使用を推奨する製品の仕様・規格を周知

## ✓ 関連業界との連携によるグリーン購入法適合品の公開

- ・各製紙メーカーのHPにグリーン購入法適合品を掲載
- ・各製紙メーカーのグリーン購入法適合品の一覧を印刷業界のHPに掲載
- ・環境省ポータルサイトに上記のリンク先を掲載

## ✓ 対面（全国5箇所）とオンラインの基本方針説明会を実施

# 新基準下で調達に課題が生じた場合に備えた措置

---

---

## ✓ 国・地方公共団体等の調達者宛周知

- 閣議決定後も、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難となる場合には、引き続き、代替品の使用を認めることを明確にし、通知で周知。

(令和4年12月14日付け事務連絡「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」【別紙】の内容を閣議決定後も維持)

## ✓ 紙の供給に係る政府相談窓口の設置

- 閣議決定後、新基準の下で、印刷用紙の供給に問題が発生した際の相談先として、政府部内に窓口を設置し、個別相談に応じる体制を構築（相談窓口：経済産業省コンテンツ産業課）。
- 産業界側にも窓口を創設し、上記、政府窓口の連携を図ることによって、迅速な相談対応を行う体制を官民で構築。